

議案第61号

長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正
する条例

上記議案を提出します。

令和元年9月3日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）の施行に伴い、従来の子どものための教育・保育給付の認定と、改正後に新設される子育てのための施設等利用給付の認定とを区別するため、所要の改正を行うもの。

長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。